



広報

# しょうわ

No. 365

平成 20 年  
2008

3月号  
MARCH

青空と緑と産業のまち

Public Relations SHOWA Town



## 親子スキー教室

今年も、親子スキー教室が、富士見高原スキー場で開催されました。

教室は晴天の中行われ、多くの親子が参加しました。参加された方は真剣な面持ちで、各班指導員からスキー技術を学んでいました。

みんな上手になったかな…

## CONTENTS (おもな内容)

- 昭和町職員の給与と職員数の状況
- 国保だよりNo. 43
- 水道だよりNo. 76
- 『スポーツ安全保険』に加入しましょう
- 教育昭和No. 106

QRコード（二次元バーコード）の読み取りに対応した携帯電話をお使いの方は、右のQRコードを読み取ることで、簡単にアクセスができます。  
なお、接写モードで認識しにくいときは、標準モードに切り替えたり、カメラの明るさの設定を暗くしてみてください。

昭和町公式ホームページに今すぐアクセス！⇒



# と 職 員 数 等 の 状 況

町の条例に基づきその概要をお知らせいたします》

## ①人件費の状況 【平成18年度普通会計決算】

| 区 分    | 住民基本<br>台帳人口<br>(年度末) | 歳出額<br>A    | 実質収支      | 人件費<br>B  | 人件費率<br>(B / A) | (参考)<br>平成17年度の<br>人件費率 |
|--------|-----------------------|-------------|-----------|-----------|-----------------|-------------------------|
| 平成18年度 | 16,575人               | 9,279,054千円 | 343,298千円 | 827,135千円 | 8.9%            | 12.8%                   |

\*人件費には、町議会議員、農業委員、区長等の各種行政委員等の報酬が含まれます。

## ②職員給与費の状況 【平成18年度普通会計決算】

| 区 分    | 職員数<br>A | 給与費       |          |           |           | 1人当たり<br>給与費<br>B/A |
|--------|----------|-----------|----------|-----------|-----------|---------------------|
|        |          | 給 料       | 職員手当     | 期末・勤勉手当   | 計 B       |                     |
| 平成18年度 | 96人      | 358,459千円 | 56,498千円 | 145,516千円 | 560,473千円 | 5,838千円             |

\*職員手当には、退職手当は含まれていません。

\*職員数は、平成18年4月1日現在の人数である。

## ③ラスパイレス指数の状況

| 区 分    | 平成18年4月1日現在 | 平成19年4月1日現在 |
|--------|-------------|-------------|
| 昭 和 町  | 92.6        | 92.9        |
| 県内市平均  | 95.8        | 95.9        |
| 県内町村平均 | 92.8        | 93.4        |

\*ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数です。

## ④職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況【平成19年4月1日現在】

| 区 分   | 平均年齢  | 平均給料月額   | 平均給与月額   |
|-------|-------|----------|----------|
| 一般行政職 | 42.0歳 | 324,500円 | 370,599円 |
| 技能労務職 | 56.0歳 | 250,357円 | 259,557円 |

(注) ①「平均給料月額」とは、19年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。

②「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、住居手当、時間外勤務手当などの諸手当の額を合計したものです。

(2) 職員の初任給の状況【平成19年4月1日現在】

| 区 分   | 決定初任給 | 2年後の給料額  |          |
|-------|-------|----------|----------|
| 一般行政職 | 大学卒   | 172,200円 | 182,400円 |
|       | 高校卒   | 140,100円 | 147,200円 |
| 技能労務職 | 高校卒   | 137,200円 | 144,300円 |
| 看護保健職 | 大学卒   | 198,300円 | 206,900円 |

## ⑤特別職の報酬等の状況 【平成19年4月1日現在】

| 区 分 | 給料月額 | 期末手当         |
|-----|------|--------------|
| 給 料 | 町 長  | 6月期 2.125月分  |
|     | 副町長  | 12月期 2.325月分 |
|     | 教育長  | 計 4.450月分    |
| 報 酬 | 議 長  | 6月期 1.60月分   |
|     | 副議長  | 12月期 1.75月分  |
|     | 議 員  | 計 3.35月分     |

# 昭 和 町 職 員 の 給 与

◀本町職員の給与および職員数等の状況について、

## ⑥一般行政職の級別職員数等の状況

一般行政職の級別職員数の状況【平成19年4月1日現在】

| 区 分 | 標準的な職務内容  | 職員数        |
|-----|-----------|------------|
| 6級  | 参 事 課 長   | 5人(5.5%)   |
| 5級  | 課 長       | 12人(13.2%) |
| 4級  | 主 幹       | 17人(18.7%) |
| 3級  | 副主査・係長・主査 | 37人(40.6%) |
| 2級  | 主 任       | 10人(11.0%) |
| 1級  | 主 事 ( 補 ) | 10人(11.0%) |

(注) 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。  
\*一般行政職 91人

## ⑦部門別職員数の状況

| 区 分       | 部 門   | 職 員 数 |      |        |
|-----------|-------|-------|------|--------|
|           |       | 18年度  | 19年度 | 対前年増減数 |
| 一般行政部門    | 議 会   | 1     | 1    | 0      |
|           | 総 務   | 30    | 29   | -1     |
|           | 税 務   | 8     | 8    | 0      |
|           | 民 生   | 14    | 16   | 2      |
|           | 衛 生   | 8     | 9    | 1      |
|           | 産 業   | 16    | 16   | 0      |
|           | 小 計   | 77    | 79   | 2      |
| 特別行政部門    | 教 育   | 19    | 18   | -1     |
|           | 小 計   | 19    | 18   | -1     |
| 公 営 企 業 等 | 下 水 道 | 5     | 5    | 0      |
|           | そ の 他 | 5     | 5    | 0      |
|           | 小 計   | 10    | 10   | 0      |
| 合 計       |       | 106   | 107  | 1      |

## ～職員研修の状況～

◎主な研修実績【平成18年4月～平成19年3月】

| 内 容 (参加者数)  | 対象職員               |
|---|--------------------|
| 山梨県市町村研修所研修<br>階層研修、専門研修、特別研修<br>(延べ109人)         | 該当職員<br>及び<br>議会議員 |
| 職場研修<br>「知っておくべき行政手続法<br>行政手続条例」<br>(38人)         |                    |
| 「法制執務(実務)研修」(62人)                                 |                    |
| 「行政評価実践のための<br>職員の心構え」<br>～なぜ行政評価が必要なのか～<br>(89人) |                    |
| 「地方分権時代の自治体経営」<br>(84人)                           |                    |
| 職員情報研修<br>セキュリティ研修(延べ66人)<br>パソコン技能研修(延べ180人)     |                    |

## ⑧職員手当の状況

| 区 分          | 昭 和 町        |        |        | 国            |        |        |
|--------------|--------------|--------|--------|--------------|--------|--------|
| 期末手当<br>勤勉手当 | (平成18年度支給割合) |        |        | (平成18年度支給割合) |        |        |
|              | 6月期          | 1.40月分 | 0.70月分 | 6月期          | 1.40月分 | 0.70月分 |
|              | 12月期         | 1.60月分 | 0.75月分 | 12月期         | 1.60月分 | 0.75月分 |
|              | 計            | 3.00月分 | 1.45月分 | 計            | 3.00月分 | 1.45月分 |

## ⑨懲戒処分件数

【平成18年4月～平成19年3月】

| 戒告 | 減給 | 停職 | 免職 | 合計 |
|----|----|----|----|----|
| 0人 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 |

問合せ 役場総務課 総務係 (☎ 275-8153)

# 国保

# だより

NO.43



国保被保険者 加入世帯 3,001 世帯 被保険者 5,997 人 平成 20 年 1 月末現在

## シリーズ 医療制度改革 4

平成 20 年 4 月から国民健康保険が変わります。

みなさんが安心して医療を受けられる仕組みを維持していくための改革です。

### 医療を受けた時の自己負担額が変わります

#### 70 歳以上 75 歳未満 (現役並み所得者以外) の自己負担割合が 2 割になります

70 歳以上 75 歳未満の方がお医者さんにかかったときの自己負担割合は 1 割、現役並み所得の方は 3 割となっていました。現役並み以外の方の負担が 2 割になります。

\*ただし、平成 20 年 4 月 1 日から平成 21 年 3 月末までの 1 年間は、1 割に据え置かれることとなりました。現在お手元にある「国民健康保険高齢受給者証」は 3 月下旬に一部負担金の割合を変更したものを郵送しなおしますので 4 月 1 日以降は新しい受給者証を医療機関にご提示ください。



#### 70 歳以上 75 歳未満 (現役並み所得者以外) の自己負担限度額が引き上げられます

医療費が高額になったときに支払う自己負担金には限度額 (高額医療費) が設定されていますが下記のように引き上げられます。

| 平成 20 年 3 月 31 日まで            |                |
|-------------------------------|----------------|
| ● 70 歳以上 75 歳未満 (一般) の自己負担限度額 |                |
| 外来 (個人ごと)                     | 外来 + 入院 (世帯単位) |
| 12,000 円                      | 44,400 円       |



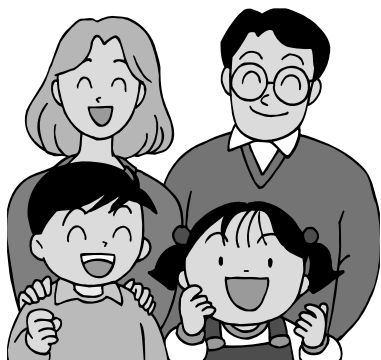
| 平成 20 年 4 月 1 日から  |                      |
|--|----------------------|
| ● 70 歳以上 75 歳未満 (一般) の自己負担限度額                                    |                      |
| 外来 (個人ごと)  | 外来 + 入院 (世帯単位)       |
| 24,600 円   | 62,100 円 <44,400 円*> |
| * 過去 12 カ月以内に外来 + 入院の自己負担限度額を超えた高額療養費の支給が 4 回以上あった場合の 4 回目以降の限度額 |                      |

#### 高額医療・高額介護合算制度が創設されます

医療費が高額になった世帯に介護保険の受給者がいる場合、医療保険と介護保険のそれぞれの自己負担額を適用後に、両方の年間の自己負担額を合算して一定金額 (年額) を超えた場合超えた分が支給される高額医療・高額介護合算制度が創設されます。

#### 現役並み所得者とは

同一世帯に住民税課税所得が 145 万円以上の 70 歳以上 75 歳未満の国保被保険者がいる方を指しますが世帯員の収入等により現役並み所得者とならない場合もありますので詳しくは、お問合せください。





# 国民健康保険証更新のお知らせ

現在お持ちの保険証の有効期限は平成 20 年 3 月 31 日までとなっています。4 月から使う保険証は 3 月末までには郵送いたします。

保険証を受け取りましたら、有効期限、住所、氏名、性別等記載内容の確認をお願いいたします。

次の方は郵送でなく国保の窓口で更新の手続きをお願いします

\* 学生用の保険証の発行

\* 3 月になってからの転入転居など、異動や変更のある世帯

\* その他、特別な事情のある世帯

保険証を郵送しない世帯には、通知を差し上げますので、手続き方法、持ち物をご確認のうえ必ず手続きをお願いいたします。

平成 20 年度からの医療制度改革により、退職医療制度の対象年齢が 65 歳未満になります。平成 20 年 4 月以降に 65 歳の誕生日を迎えられる方は、65 歳に到達する誕生月の末日までを有効期限とした『退職保険証』を送付します。そして 65 歳到達月に平成 21 年 3 月 31 日までを有効期限とした『一般の保険証』を再度郵送します。誕生月の翌月からは『一般の保険証』を使用していただくことになります。不要になった退職保険証は混乱を避けるため誕生月の末日をもって破棄してください。

問合せ 役場町民窓口課 国民健康保険係 (☎ 275-8264)

## 《後期高齢者医療制度》平成 20 年 4 月 1 日スタート

高齢者の健康な生活を支える医療を目指した、新しい『後期高齢者医療制度』が 4 月 1 日から開始されます。3 月末までに、75 歳以上の方（一定の障害がある 65 歳以上の方）、一人ひとりに新しい『後期高齢者医療被保険者証』が郵送されますので、4 月 1 日から医療を受ける際には、この『後期高齢者医療被保険者証』を提示してください。制度の詳細については、保険証に同封しますパンフレットをご覧ください。ただか、担当まで問合せください。

平成 20 年 4 月以降に 75 歳の誕生日を迎えられる方で、現在国民健康保険に加入している方は、3 月下旬に 75 歳の誕生日までを有効期限とした『国民健康保険被保険者証』を送ります。また、誕生日の数日前に新たに平成 21 年 7 月 31 日までを有効期限とした『後期高齢者医療被保険者証』が郵送されます。誕生日からは『後期高齢者医療被保険者証』を使用していただくことになります。不要になった国民健康保険者証は混乱を避けるため誕生日をもって破棄してください。

問合せ 役場町民窓口課 後期高齢者医療担当 (☎ 275-8264)・山梨県後期高齢者医療広域連合 (☎ 236-5671)

\* 国民健康保険保険証、後期高齢者医療被保険者証は、郵便局の配達記録郵便で届けられます。受け取りの際に印鑑が必要となり、不在の場合には、再配送または、郵便局で受け取ることが可能です。

# ～「粗大ゴミ」を見直してください～

町では、指定ゴミ袋に入らないゴミについて「粗大ゴミ」として毎月第4水曜日に収集しています。

## 「粗大ゴミ」とは、どんなものでも出せるわけではありません

- セトモノ・紙類・衣類・小さなゴミなどを、まとめて入れた袋やダンボール
- 分別してある缶・ビンを入れた袋
- ペンキ・オイル・ワックス等液体の入っている缶・ビン
- 廃タイヤ・バッテリー
- 家電4品目（テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機、エアコン）
- 事業所からでるもの
- 町で収集しないもの（リサイクルカレンダー等を参照してください） などこれらは、「粗大ゴミ」として出すことができません。

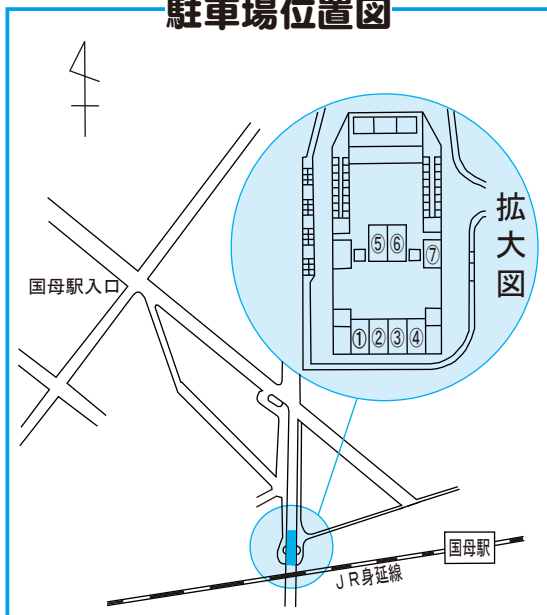
## もう一度自分の出し方を見直しましょう

|      |  |
|------|--|
| 出す場所 | 各地区の粗大ゴミ指定収集場所   |
| 出す日時 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・毎月第4水曜日（12月に変更になる場合があります）</li> <li>・収集日の朝8時30分までに出してください。</li> <li>・決められた日時以外（前日や夜間等）は絶対に出さないでください。</li> </ul>   |
| 専用荷札 | 必ず1品に1枚の専用荷札（住所・氏名または電話番号記入）を付けてください。  |
| 主な品目 | ゴミの分け方・出し方の冊子、またはリサイクルカレンダーを参照ください。  |
| 注意事項 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・指定のゴミ袋に入る可燃物・不燃物は袋に入れてゴミ収集小屋に出してください。</li> <li>・家電4品目は家電リサイクル法によりゴミとして出せません。</li> <li>・パソコンは、リサイクル対象品目ですのでゴミとして出せません。購入店や各メーカーへ問合せください。</li> <li>・廃タイヤ・バッテリー等の「特殊ゴミ」は年2回（8月・12月）のみ収集します。</li> <li>・剪定した枝は各地区別の収集日に、置いていくのではなく、必ず手渡しで出してください。（日時については、リサイクルカレンダーを参照してください）</li> </ul> |

問合せ 役場環境経済課 (☎ 275-8355)

# 駐車を町から貸し出します ～駐車スペースは全部で7台～

## 駐車場位置図



## 場所

西条二区国母駅近< JR身延線こせんきょう跨線橋下

## 受付

3月3日（月）～3月7日（金）

## 貸し出し期間

平成20年4月1日～平成21年3月31日

## 使用料金

普通自動車（駐車番号No.①～⑥）…1台につき月額3,000円  
軽自動車（駐車番号No.⑦）……………1台につき月額2,000円

## その他

- \* 貸し出し駐車場所は1戸につき1カ所（1台分）です。
- \* 町内に住民登録または外国人登録がなければ申込みはできません。
- \* 申込み者多数の場合は抽選となります。

## 申込み

役場企画行政課 企画係 (☎ 275-8154)



# ボトルウォーターが完成しました！！ 「甲府の水」です

甲府市上下水道局では、安全でおいしい水道水をPRするとともに、災害に対する水の備蓄意識を高めいただくために、ボトルウォーターを製造しました。

ボトル製造に先立ちまして、ボトルデザイン画及び製品名を募集したところ、



給水区域内在住のみなさまから69点のご応募をいただきました。選考の結果、梅原加恵(うめはら かえ)さんのボトルデザイン画及び製品名「甲府の水」を採用しました。

ボトル容器については、安全性、保存性、リサイクル性等を総合的に判断し、アルミボトル缶を使用しています。

上下水道局が主催する各種行事・イベント等で、水道事業のPR活動の一環として配布を予定しています。

| 【採水地】         | 【内容量】 | 【賞味期限】                                  |
|---------------|-------|---|
| 甲府市上下水道局平瀬浄水場 | 475ml | 製造年月日から5年 <b>問合せ 経営企画課 (☎ 228-3319)</b> |

## 「甲府市上下水道事業 経営計画 2008」に関する意見を募集します

甲府市上下水道局では、今後10年間に取り組むべき課題や目標をまとめた「甲府市上下水道事業 経営計画 2008」の素案を作成いたしました。この素案について、みなさまからご意見ご提案を募集いたします。

### ◆素案公開場所

素案は、上下水道局ホームページで公開するとともに、上下水道局窓口、甲府市役所本庁舎1号館1階総合行政相談窓口、甲府市内の各公民館・総合行政窓口センター・連絡所窓口で公開します。

### ◆募集期間

3月1日(土)～21日(金) 必着

### ◆意見提出方法

意見提出用紙に記入し、上下水道局まで郵送、持参、FAX、Eメールでご提出ください。

\*意見提出用紙は、素案と一緒に公開場所へ配布します。また、上下水道局ホームページから用紙をダウンロードすることが出来ます。詳しくは、上下水道局までお問合せください。

### ◆お問合せ先

〒400-0046  
 甲府市下石田二丁目23番1号  
 甲府市上下水道局業務部経営企画課  
 (☎ 228-3319) (FAX 237-4331)  
 ホームページアドレス  
<http://www.water.kofu.yamanashi.jp/>  
 Eメールアドレス  
[waterworks@city.kofu.yamanashi.jp](mailto:waterworks@city.kofu.yamanashi.jp)

## 桜咲く！「中区配水場」を今年も開放します！

みなさまからご好評をいただいている施設開放を、今年も行います。95年の歴史を持つこの施設には、ソメイヨシノをはじめとする桜の巨木が約70本ほど植えられています。

大正ロマン漂う建造物と桜の花々のなか、今年もどうぞ、憩いのひとときをお過ごしください。

◆場 所 甲府市愛宕町372

◆開放期間 3月29日(土)頃から約1週間

\*例年の開花時期を想定していますが、開放期間は決まり次第、上下水道局ホームページ・ラジオ・テレビ・新聞などでお知らせいたします。

◆入場時間 午前9時30分～午後4時

★開放にあたり次のことにご注意ください

- ・駐車場がありませんので徒歩でお越しください。
- ・水道施設のため、ペットの同伴はお断りします。
- ・飲酒はご遠慮ください。
- ・ゴミはお持ち帰りください。

問合せ 経営企画課 (☎ 228-3319)

7 広報 しょうわ 平成20.3.1



HEALTH INFORMATION CORNER

# みんなの健康

保健・健康に関する問合せは、  
役場いきいき健康課 健康増進係 (☎ 275-8785)

## 乳

### 児健康診査

| 実施日          | 該当児         | 受付時間       |
|--------------|-------------|------------|
| 3月27日<br>(木) | 平成19年5月生まれ  | 午後1時～1時15分 |
|              | 平成19年11月生まれ | 午後2時～2時15分 |

場 所 総合会館  
持 ち 物 母子手帳・健康保険証・印鑑・筆記用具・バスタオル

## 育

### 児教室

実 施 日 3月4日(火)  
受付時間 午前9時10分～9時20分  
該 当 児 平成19年12月生まれのお子さん  
\*対象児には、個別通知をいたします。

## 3

### 歳児健康診査

実 施 日 3月19日(水)  
受付時間 午後1時～1時30分  
場 所 総合会館  
該 当 児 平成16年12月～平成17年1月生まれのお子さん及び前回未受診のお子さん  
\*地区別で受付時間を設定しますので、詳しくは、通知をご覧ください。

## 安

### 産教室(ようこそ赤ちゃん学級)

実 施 日 3月6日(木)・11日(火)・17日(月)  
受付時間 午前9時20分～正午  
場 所 総合会館 保健センター  
対 象 者 出産予定日が平成20年5月～8月の方  
内 容 母乳育児、お産に関する講義、妊婦体操などの実技  
\*お父さんの参加もおすすめします。

## 湯

### ったり健康相談

実施日 3月25日(火) 午前10時～11時30分  
場 所 総合会館 娯楽室(温泉休息室)  
\*湯ったり健康相談は、65歳以上の方を対象に、血圧測定などの健康相談を行っています。  
\*温泉施設内、娯楽室(温泉休息室)で行っています。温泉を利用しない方もお気軽にお立ち寄りください。

## 母

### 子手帳交付及び一般健康相談

日 時 3月5日(水) 午前9時～11時30分  
3月14日(金) 午後1時30分～4時  
3月24日(月) 午前9時～11時30分  
場 所 総合会館  
\*母子手帳の交付を希望される方は、印鑑をお持ちください。  
\*予防接種についてのご相談も受付けています。  
\*子宮がん検診の申込みは、4月から受付です。  
\*総合健診の結果表もお渡ししています。

## 母

### と子のすくすく相談室

日 時 3月12日(水) 午前10時～11時30分  
(会場) (総合会館)  
3月28日(金) 午前10時～11時30分  
(町立児童センター「ゆめてらす」)  
対象者 昭和町にお住まいの子育て中のお母さん  
\*保健師がご相談をお受けします。  
\*総合会館で実施する日には、栄養士が食事やおやつについてのご相談をお受けします。  
\*身体計測も行えます。  
\*育児についての悩みや不安がありましたら、お気軽にお出かけください。

## 麻

しん

## 風

しん

### 混合予防接種

今年も、麻しんの流行が心配されています。麻しんは、感染力が強く、重症な場合には肺炎を合併する事があります。  
対象者は、定期予防接種を受けましょう。

対象者 1期 1歳～2歳未満  
2期 5歳以上7歳未満で小学校就学1年前から就学前日までの人(年長児に相当)

上記2期の対象者には予診票および接種券を送付しましたが、有効期限は3月31日までです。まだ、接種されていない方は期限までに接種されますようお勧めいたします。

小学校就学の日からは、定期予防接種の対象外(料金自己負担)となりますのでご注意ください。

## 三

### 種混合予防接種

～接種間隔が定められています～

三種混合(ジフテリア・百日せき・破傷風)の定期予防接種、1期初回は3回接種することになっていますが、1回目と2回目と3回目の接種間隔は3週間から8週間と定められています。間隔が3週間に満たない場合、8週間を超えた場合は、接種券に記載されている有効期限内であっても、予防接種法に基づかない任意接種となります。対象者には既に個別通知をいたしました。十分ご注意ください。





## 南甲府警察署通信

### 自主防犯パトロールはじめませんか？

あなたは、『安全で安心な街』に住んでいると思いますか？

昔は犯罪と無縁だった保育園や幼稚園、小学校をはじめ、園児、小学生なども、現在では被害対象となるケースが多くなっているうえ、発生した犯罪についても従来より悪質化、巧妙化する傾向が強く見受けられます。

また、平成 19 年中(1月～12月)は山梨県において、8,435 件の犯罪が発生しましたが、そのうちの約 4 分の 1 である 1,807 件が南甲府警察署管内で発生し、1 日平均 5.1 件もの犯罪が発生しています。

犯罪を未然に抑止し、安全で安心な住みよいまちをつくるには、自らの安全を他人任せにせず「自らの安全は自らで守る」という意識を持ち、取り巻く環境を改善することが必要不可欠です。

現在、南甲府警察署管内各地区において、自主防犯ボランティアのみなさまが、防犯パトロールや子どもの見守り活動などの地域の安全・安心を守る活動を活発に行っています。

これから新年度を迎えるにあたり、犬の散歩時のパトロール、あいさつなどの積極的な声かけ運動、落書き消しなど、みなさんにできる地域の安全を守る活動をはじめいただき、安全で安心な住みよい地域を築いていきましょう。

問合せ 南甲府警察署 生活安全課生活安全係  
(☎ 243-0110 内線 262)

## みなさんの

## 健康

### 『転ばぬ先の杖』

山梨大学医学部附属病院リハビリテーション部  
理学療法士 山内 正樹

「はじめは 4 本足、次に 2 本足、最後に 3 本足になるものはな～んだ？」

これはよく聞くなぞなぞですが、答えは『人間』です。生まれたばかりの子どもは手と足を使ってハイハイをして、成長すると 2 足歩行になり、年老いてからは杖を突いて歩くからです。このように老いたり弱くなった時に良く使われる杖ですが、案外知られていないことも多いものです。

杖は人間が作った最初の道具といわれています。日本でも古代から王の権威のシンボルとして使われていたらしく、日本の文献で杖が初めて登場するのは「古事記」の上巻で御杖と記してあり、「日本書紀」でも杖と記してあります。いずれも「みつえ」と読み、尊敬語で記されています。「み」とは神事に関わるものにつけられ神聖なものを示します。日本人が初めて洋風ステッキを持っているのが確認されたのは、文久

3 年(1863 年)江戸幕府がフランスに派遣した遣欧使節団のパリでの記念写真であろうといわれています。また明治中期より昭和初期頃まで若者もステッキを持ち歩く流行もあったそうですが、現在の日本では歩行の補助として使うため、ステッキをアクセサリーとして用いる欧米諸国よりも杖の使用率は低い国といえます。広辞苑を見ても「歩行の助けに携える細長い棒。転じて、たよりとするものたえ」と書いてあります。

杖の種類は一本杖、多点杖(杖の先がいくつかに分かれている)、口フストランド杖(前腕部をカフで支え、手でグリップを握る)、松葉杖などがあります。一本杖は足腰が弱ってきたお年寄りや障害を持った方々に適しています。多点杖は手を離しても立たせることができるため、一本杖に比べ安定性に優れています。口フストランド杖は前腕部と手で支えるため一本杖を突く力が弱い人や不安定な人に適しています。松葉杖は脇下で杖を固定し手で支えるため口フストランド杖に比べより安定し荷重をかけられない人には便利です。

一本杖の使い方としては、基本的には痛みがある足(弱い足)と反対の手に持ちます。右足が痛いなら左手で、左足なら右手で杖を持ちます。歩き方としては 3 動作歩行と 2 動作歩行などがあり、3 動作歩行は杖→悪い足→良い足の順に前に出し、常に 2 点が体重を支えるバランスが良い歩行です。また 2 動作歩行は杖と痛い足を同時に前に出し、続いて良い足を出します。これは良い足と杖、悪い足で交互に体重を支えながらの歩き方になるので速度は速くなります。また自分に合った杖の高さは腕を垂直に垂らした状態で手首の高さ、もしくは腕を身体につけ肘を 30° くらい曲げて床面(杖先を足の前外側 15 cm)から手を握ったくらいの高さが目安となります。(腰の曲がっている方などは違った持ち方になります)間違った杖の使い方は姿勢が悪くなる原因となり転倒の危険も増えてきます。『転ばぬ先の杖』になるように正しい杖の持ち方、使い方を知っておきましょう。

企画 財団法人 里仁会

# 3月のこよみ

見やすいところに貼るなどしてご利用ください

平成 20年 2008  
やよい 弥生 MAR

| 日 SUN   | 月 MON  | 火 TUE  | 水 WED   | 木 THU  | 金 FRI   | 土 SAT   |      |      |      |            |             |             |
|---|--|--|---|--|---|---|------|------|------|------------|-------------|-------------|
| <p><b>ゴミ収集について</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>*もえるゴミの収集日が祝日の場合は、翌日に収集いたします。</li> <li>*必ず<b>町指定の収集袋</b>を使用してください。黒いビニール袋などでは出さないでください。</li> <li>*収集袋・荷札には必ず氏名、電話番号を記入してください。荷札は粗大ゴミに使用してください。</li> <li>*<b>収集日の当日午前8時30分</b>までに出してください。</li> <li>*<b>燃える物、燃えない物、リサイクル品の分別</b>はしっかり行ってください。</li> <li>*引っ越しゴミなどを早く処理したい場合は、役場環境経済課へご相談ください。</li> </ul> <p>環境経済課 (☎ 275-8355)</p> |  |  |   |  |   | <p>1 赤<br/>赤</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>*役場閉庁</li> <li>*児童館・児童センター午前開館</li> <li>*おはなし会 (図書館午前11時~)</li> </ul>             |      |      |      |            |             |             |
| <p>2 先勝</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>*役場閉庁</li> <li>*総合会館温泉・児童館・児童センター休館</li> </ul>   | <p>3 友引</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>*図書館・温水プール・総合体育館休館</li> </ul>             | <p>4 先負</p>  | <p>5 仏滅</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>*町長と語らいのとき</li> </ul>  | <p>6 大安</p>  | <p>7 赤</p>  | <p>8 友引</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>*役場閉庁</li> <li>*児童館・児童センター午前開館</li> <li>*アニメ映画会 (図書館午後2時)</li> <li>*定例結婚相談</li> </ul>  |      |      |      |            |             |             |
| <p>9 先負</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>*役場閉庁</li> <li>*児童館・児童センター休館</li> </ul>  | <p>10 仏滅</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>*児童館・児童センター・図書館・温水プール・総合体育館休館</li> </ul> | <p>11 大安</p>   | <p>12 赤</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>*じどうかんみんなであそぼう (午前10時30分~11時30分)</li> <li>*心配ごと相談</li> </ul>   | <p>13 先勝</p>   | <p>14 友引</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>*消費生活無料相談 (中央公民館 午前10時~正午)</li> </ul>                 | <p>15 先負</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>*役場閉庁</li> <li>*児童館・児童センター午前開館</li> <li>*障害者スポーツ交流会 (総合会館軽運動室 午前9時30分~)</li> </ul>    |      |      |      |            |             |             |
| <p>16 仏滅</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>*役場閉庁</li> <li>*総合会館温泉・児童館・児童センター休館</li> </ul>  | <p>17 大安</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>*図書館・温水プール・総合体育館休館</li> </ul>            | <p>18 赤</p>  | <p>19 先勝</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>*行政相談</li> </ul>  | <p>20 友引</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>*役場閉庁</li> <li>*総合会館温泉・児童館・児童センター・図書館・温水プール休館</li> </ul> | <p>21 先負</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>*総合体育館休館</li> <li>*ボカシつくり会 (総合会館裏午後1時~)</li> </ul>    | <p>22 仏滅</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>*役場閉庁</li> <li>*児童館・児童センター午前開館</li> <li>*アニメ映画会 (図書館午後2時)</li> <li>*定例結婚相談</li> </ul> |      |      |      |            |             |             |
| <p>23 大安</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>*役場閉庁</li> <li>*児童館・児童センター休館</li> </ul>   | <p>24 赤</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>*総合会館温泉・図書館・温水プール・総合体育館休館</li> </ul>      | <p>25 先勝</p>   | <p>26 友引</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>*心配ごと相談</li> </ul>  | <p>27 先負</p>   | <p>28 仏滅</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>*障害児出張相談 (総合会館 午後1時30分~4時)</li> <li>*図書館休館</li> </ul> | <p>29 大安</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>*役場閉庁</li> <li>*児童館・児童センター閉館</li> </ul>   |      |      |      |            |             |             |
| <p>30 赤</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>*役場閉庁</li> <li>*総合会館温泉・児童館・児童センター休館</li> </ul>   | <p>31 先勝</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>*図書館・温水プール・総合体育館休館</li> </ul>            | <p>地区</p> <p>ゴミの区分</p> <p><b>もえるゴミ (毎週月・木曜日)</b></p> <p><b>もえないゴミ アルミ・スチール缶</b></p> <p><b>粗大ゴミ</b></p> <p><b>剪定枝回収</b></p> <p>◆新聞紙・雑誌類、ダンボール、牛乳パック、ミックスペーパー、ペットボトル、白色トレイ、その他プラ、びん類は資源回収ステーションへ出してください。(いつでも出せます)</p> <p>◆使用済みのスプレー缶・カセットボンベを出すときは、爆発・火災の危険がありますので、必ず使い切り、2カ所以上穴を開け、ガス抜きをしてから出してください。</p> |   |  |   |   |      |      |      |            |             |             |
|    |  | <p><b>3月のゴミ収集日</b></p>   | <p><b>全地区 (西条地区・押原地区・常永地区)</b></p> <p>3日・6日・10日・13日・17日・21日・24日・27日・31日</p> <p>第1・2・3水曜日 (5日・12日・19日)</p> <p>第4水曜日 (26日)</p> <p>エアコン、テレビ、冷蔵庫、洗濯機、冷凍庫、は粗大ゴミとして出せませんので決められた方法で処分してください。</p> <table border="1"> <tr> <td>西条地区</td> <td>押原地区</td> <td>常永地区</td> </tr> <tr> <td>第1水曜日 (5日)</td> <td>第2水曜日 (12日)</td> <td>第3水曜日 (19日)</td> </tr> </table> |  |   |   | 西条地区 | 押原地区 | 常永地区 | 第1水曜日 (5日) | 第2水曜日 (12日) | 第3水曜日 (19日) |
| 西条地区  | 押原地区   | 常永地区   |   |  |   |   |      |      |      |            |             |             |
| 第1水曜日 (5日)  | 第2水曜日 (12日)  | 第3水曜日 (19日)  |   |  |   |   |      |      |      |            |             |             |

## 凧 (たこ) づくり教室を開催



町子育てボランティアの会では、1月19日(土)親子凧づくり教室を総合会館で開催しました。

教室は約200名の親子が参加し、「甲州かるた凧保存会」の山本武夫さんの指導で、和凧の製作が行われました。

凧は、和紙と竹ひごを使用して製作しました。

製作後、押原中学校グラウンドに移動し親子で、凧揚げを楽しんでいました。

## 昭和フェスティバル

2月3日(日)2008昭和フェスティバルが、総合会館で開催されました。

フェスティバル当日は雪になりましたが、映画鑑賞会や親子ふれあいコー



ナー、サックス演奏会、親子料理教室などが行われました。

悪天候にもかかわらず、多くの方が参加し盛大にフェスティバルが開催されました。

## 地域交流センター起工式



▲地域交流センター完成予想図

目的に使用できる地域交流センターを建設します。建設概要は、鉄筋鉄骨造り、延べ床面積1,640㎡、メインの多目的ホールには、可動式の観客席を設置します。

地域交流センターの完成は年内を予定しています。

問合せ

町教育委員会学校教育課 (☎275-8631)

2月6日(水)地域交流センターの起工式が行われました。

起工式では、角野町長が鍬入れを行い工事の安全祈願を行いました。

町民体育館は、調査の結果、天井にアスベストが含まれていた事がわかり、老朽化も進んでいる事から安全面を考慮し取り壊しました。跡地には多



▲町長が鍬入れを行いました

## 相談です

### ◇町長と語らいのとき

日時 3月5日(水)

午後1時30分～4時

場所 町長室

\*あらかじめ役場総務課までご連絡ください。

(☎275-8153)

### ◇行政改革に関する問合せ先

\*電話または、Eメールで役場政策法制課まで

(☎275-8843)

seisaku@town.yamanashi-showa.lg.jp

### ◇町へのご意見箱(ホームページ)

\*ご意見やご要望、日頃町政についてお気づきのことを、町のホームページからお寄せください。

### ◆行政相談

日時 3月19日(水)

午後1時～3時

場所 町中央公民館2階

### ◆消費生活無料相談

日時 3月14日午前10時～正午

場所 中央公民館

\*直接会場へおこしください。

お問合せは役場企画行政課まで (☎275-8154)

### ◆教育相談

日時 随時(水・金・土・

日曜日、祝日は除く)

午前9時～午後4時

場所 町中央公民館2階

\*直接会場へおこしください。

問合せは、カウンセラーまで (☎275-6951)

### ◇心配ごと相談

日時 3月12日・26日

毎月第2・4水曜日

午後1時30分～3時30分

場所 社会福祉協議会

\*あらかじめ

社会福祉法人昭和町社会福祉協議会までご連絡ください。(☎275-0640)

### ◇結婚相談

日時 月～金曜日は受付のみ

午前8時30分～午後5時

第2・第4土曜日は

午後1時30分～4時

場所 総合会館2階相談室

\*直接会場へおこしください。

お問合せは、社会福祉協議会事務局まで (☎275-1881)

\*なお、随時電話での相談も

行っていますので、各地区相談員までお気軽にお電話ください。

## お知らせ

### ◆ポカシづくり会

日時 3月21日(金)

場所 総合会館裏

時間 午後1時～

\*不用犬・猫のお問合せは

役場環境経済課まで

(☎275-8355)



# 「小さくても豊かなまちづくり」の実現に向けた 事務事業の推進状況

公約に掲げた事業の取り組み状況や、主に12月の補正予算に計上した新たな町民サービスをご紹介します。これからも町の政策や方向性を積極的に公表し“わかりやすいまちづくり”を推進して参りますので、昭和町の発展に向けて町民のみなさんの積極的な参加・参画をお願いいたします。

## 保育園延長保育事業へ 補助金交付

町内の保育園では、保護者ニーズに対応して延長保育を実施しています。しかし国の補助制度改正に伴い、保育園の負担が増えサービスの維持に支障を来していました。町では、昨年11月、保育園からの要請を受け、各保育園に延長保育事業に関わる町単独補助金を交付し、保育サービスの向上を図る事としました。



## 医療費窓口無料化のスタート (平成20年4月～)

町では、平成19年10月診療分から乳児医療費の助成対象を小学校6年生まで引き上げました。現在、4月からの医療費窓口無料化に向けて準備を進めています。

## 学校教育の充実

町内4小中学校と連携を図りながら、学校教育の充実のための施策を積極的に実施しています。

- 発達障害児童の安全指導等に必要な教育補助員の雇用（押原小学校）
- 文部科学省指定事業わくわくイングリッシュ事業の支援（西条小学校）
- なかよし教室手洗い場設置（常永小学校）
- 防犯カメラ設置（押原中学校）
- 養護教諭補助員の雇用（西条小学校）



押原中学校に設置した防犯カメラ

## 地域交流センター（体育館）の建設

町民体育館の代わりとなる地域交流センターの建設計画を進めています。完成後は、主に押原中学校の学校教育に活用するため、運動するスペースや用具庫等の具体的な検討を進めています。

## 協働のまちづくりの推進

まちづくり活動を行う自主団体の支援を推進しています。

昨年8月に自主団体として活動をスタートした「まちづくり委員会」は、行政と協働し、環境保全活動などに取り組んでいます。



遊休農地の活用に取り組むまちづくり委員会

## 広告事業の実施

住民票の交付時に利用する封筒や、通知などを送付する封筒に広告を掲載し、経費の削減に努めています。詳しくは、町ホームページをご覧ください。

<http://www.town.showa.yamanashi.jp/>